

制定 平成14年 1月18日
改正 平成16年10月 1日
改正 平成17年 4月22日
改正 平成18年 9月26日

近運旅一公示第 4号・近運旅二公示第16号
近運自一公示第16号・近運自二公示第39号
近運自一公示第 2号・近運自二公示第 7号
近運自一公示第13号・近運自二公示第23号

公 示

一般旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間について

一般旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等について、標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

なお、標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれない。

1. 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
2. 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間
3. 1人1車制個人タクシー事業に係る事業の許可、事業の譲渡及び譲受の認可並びに相続の認可について、申請から法令及び地理の試験を受けるまでの期間 等

平成18年9月26日

近畿運輸局長 島崎 有平



記

1. 事業の許可（法第4条第1項）

（1）一般乗合旅客自動車運送事業

3ヶ月（上限運賃料金認可を含む。）

なお、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に基づき設置された地域公共交通会議（以下「地域公共交通会議」という。）で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、概ね2ヶ月を目途とした迅速な処理を行うこととする。

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業
3ヶ月

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業
3ヶ月

2. 事業計画変更認可（法第15条第1項）

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業

① 路線の新設に関するものは、3ヶ月（上限運賃料金認可を含む。）

なお、路線の新設に関する事業計画変更認可のうち、高速自動車国道等の新規供用に伴う経路変更事案（いわゆる「乗せ替え事案」）及び既存路線の一部延長事案等の軽微な事案については、特段の事情がない限り、概ね2ヶ月、地域公共交通会議で協議の調った事案については、概ね1ヶ月を目途とした迅速な処理を行うこととする。

② ①以外のものは、2ヶ月

なお、地域公共交通会議で協議の調った事案については、特段の事情がない限り、概ね1ヶ月を目途とした迅速な処理を行うこととする。

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業

① 営業区域に係るもののうち商議を必要とするものは、3ヶ月

② ①以外のものは、2ヶ月

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業

① 営業区域の拡大に係るものは、3ヶ月

② ①以外のものは、2ヶ月

3. 運賃料金の認可（法第9条第1項及び法第9条の3第1項）

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業

上限運賃料金の認可

3ヶ月

なお、停留所の新設及び位置の変更に伴う上限運賃の設定（変更）については、概ね1ヶ月を目途とした迅速な処理を行うこととする。

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業

① 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」（平成13年10月26日付け国自旅第101号）記1に規定する運賃改定に係るものは、同通達記2に規定する申請の受付期間終了後の翌日から5ヶ月

② ①以外のものは、申請の受付から3ヶ月（法第89条の規定に基づき、意見の聴取があったものについては、4ヶ月）

4. 運送約款の認可（法第11条第1項）

1ヶ月

5. 協定の認可（法第19条第1項）
3ヶ月
6. 管理の受委託の許可（法第35条第1項）
2ヶ月
7. 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項）
 - (1) 一般乗合旅客自動車運送事業
3ヶ月
 - (2) 一般貸切旅客自動車運送事業
3ヶ月
 - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業
3ヶ月
8. 法人の合併又は分割の認可（法第36条第2項）
3ヶ月
9. 相続の認可（法第37条第1項）
2ヶ月

附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降の申請について適用する。
2. 平成6年9月1日付け近運旅一公示第37号・近運旅二公示第30号「一般乗合旅客自動車運送事業等の免許、事業計画変更認可及び運賃料金認可に関する標準処理期間について」及び平成12年2月1日付け近運旅一公示第6号「一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び運送約款の認可等に関する標準処理期間について」は、平成14年1月31日をもって廃止する。

附 則

1. この公示は、平成16年10月1日以降の申請について適用する。

附 則

1. この公示は、平成17年5月1日以降の申請について適用する。

附 則

1. この公示は、平成18年10月1日以降の申請について適用する。